

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年7月31日 午前9時30分
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員 | 3番 小川弘樹委員 |
| 4番 渡邊勝夫委員 | 5番 田邊敦子委員 |
| 6番 三師満夫委員 | 7番 五十嵐秀一委員 |
| 8番 小林茂宏委員 | 9番 坂井浩行委員 |
| 10番 原田勝委員 | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 15番 佐藤一富委員 |
| 16番 藤田吉則委員 | 17番 熊倉睦委員 |
| 18番 田邊稔委員 | 19番 佐藤裕雄委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 2番 阿部眞佐雄委員

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栗原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 0名

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

議事録の署名委員につきましては、定めにより私の方から指名をいたします。

7番、五十嵐秀一委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農業地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明を願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

今月の申請は、新規設定が2件、面積6,574㎡であります。

53番から順に説明をいたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間、及び、10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

53番及び54番の2件は、相対で、それぞれ新規に、利用権を設定するものであります。

53番は、上保内地内の農地6筆2,937㎡、

54番は、鬼木地内の農地1筆3,637㎡、

以上、2件が相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日、調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。第1調査部会長は佐藤代理の隣に着席願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

それでは、第1調査部会の調査結果につきまして、ご報告いたします。

第1調査部会では、7月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと、会議を開催いたしました。

事務局より、日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時45分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定2件、合計件数2件、面積6,574㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

3ページをご覧ください。

今月の申請は、4件で、合計面積4万7,464.16㎡であります。

2ページにお戻りをお願いします。

15番は、柳沢地内の農地3筆555㎡を、譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10アール当たり、約〇〇〇円であります。

16番は、高岡地内の農地1筆6.25㎡を、譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は10アール当たり〇〇〇円であります。

17番は、東鱒田地内外の農地計12筆2万2,011㎡を譲り渡し人が、経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

18番は、新堀地内外の農地計19筆2万4,891.91㎡を譲り渡し人が、経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの2件、合計件数4件、面積4万7,464.16㎡で、書類審査

及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。
以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

5ページをご覧ください。

今月の申請は4件で、合計面積2,499㎡であります。

4ページにお戻りをお願いします。

7番は、北入蔵三丁目地内の農地1筆265㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として、利用したいものであります。

土地の売買価格は、1㎡当たり、約〇〇〇円であります。

場所につきましては、三条東病院南東250m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の43番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

8番は、福島新田地内の農地1筆179㎡を売買により取得し、通路の用地として利用したいものであります。

土地の売買価格は、1㎡当たり、約〇〇〇円であります。

場所につきましては、北陸自動車道栄スマートインターチェンジ東側500m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の44番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

9番は、一ツ屋敷新田地内の農地4筆1,857㎡を売買により取得し、東側既存宅地94.05㎡と一体利用し、工場1棟及び駐車場10台の用地として利用したいものであります。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点西側200m付近で、業務施設が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の45番で農地法第5条の許可申請がなされております。

10番は、帯織地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、事務所1棟、物置1棟、駐車場2台、資材置場及び通路荷下ろし場の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、帯織駅南西1,100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の46番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積2,499㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

今月の申請は1件で、面積120.91㎡であります。

4番は、月岡三丁目地内の農地3筆120.91㎡を住宅敷地拡張の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、月岡保育所西側350m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ、申請地北側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお祈りをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積120.91㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。
以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言をお願いします。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りいたします。

議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可をすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

9ページをご覧ください。

今月の申請は11件で、合計面積5,222㎡であります。

なお、この合計面積には、51番の取消案件の面積は含まれておりませんので、よろしくお願いいたします。

7ページにお戻りをお願いいたします。

43番から8ページの46番までの4件は、先程ご審議をいただきました、議第3号『事業計画変更申請について』の7番、8番、9番、10番でご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。

47番は、石上二丁目地内の農地2筆1,508㎡を売買により取得し、宅地分譲地8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円でございます。

場所につきましては、三条市消防本部北西350m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

48番は、井栗二丁目地内の農地1筆25㎡を売買により取得し、通路の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。

場所につきましては、第四中学校北東400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

49番は、千把野新田地内の農地2筆265㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場・通路の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、国道8号千把野交差点北東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分、は第3種農地と判断されます。

50番は、鬼木地内の農地1筆320㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、中栄大橋北東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

51番は、取消案件であります。

前谷内地内で、本年4月総会でご審議いただき、平成31年4月26日付けで、住宅1棟の用地として農地法第5条の許可を受けた農地1筆80㎡の許可について、建築計画の再検討のため、取り消しの申請があったものでございます。

52番は、今ほど取消案件でご説明いたしました前谷内地内の農地について再検討の結果、農地1筆110㎡とし、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、帯織駅南西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は、第3種農地と判断されます。

53番は、本年1月総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。

笹岡地内の農地1筆495㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。

場所につきましては、消防署下田分遣所南東200m付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は、第1種農地と判断されます。

なお、転用目的が地域に居住する者等の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、取消案件1件については、許可を取り消すこととし、この取消案件以外については、合計件数10件、面積5,222㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては、不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。

議第5号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』をご説明いたします。

今回、三条市長から意見照会のありました案件は、三条地区は重要変更4件、下田地区が重要変更6件の合計10件でございます。

最初に、三条地区の重要変更についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1番から順にご説明をいたします。

1番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、11ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、三貫地新田510番1外2筆、合計3筆で、登記地目は田、現況地目も田で、合計面積5,882㎡でございます。

申請者は隣接地におきまして、流通機器及び産業用の機械製造業を営む事業所でございます。

変更理由は、受注量の増加と小ロット生産への対応に伴い製造施設に不足をきたしていることから、申請地に工場を設置したいとするものであります。

位置選定に当たりまして、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れる、西側隣接地である当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、工場2棟となっております。

2番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、12ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、塚野目2141番1外1筆、合計2筆で、登記地目は田、現況地目も田で、合計面積3,916㎡でございます。

申請者は隣接地におきまして、配線設備施工業を営む事業所でございます。

変更理由は、配線工事業務の取扱量の増加に伴い、資材置場及び駐車場に不足をきたしていることから、申請地に資材置場及び駐車場を設置したいとするものでございます。

位置選定に当たりまして、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れる、北側隣接地である当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、資材置場及び駐車場57台となっております。

3番は、申請者〇〇〇〇の案件でございます。

位置につきましては、13ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、須戸新田1203番外1筆、合計2筆で、登記地目は田、現況地目も田で、合計面積1,890㎡でございます。

申請者は隣接地におきまして、産業用機械製造業を営む事業所でございます。

変更理由は、受注量の増加に伴い、製造施設及び駐車場に不足をきたしていることから、申請地に工場及び駐車場を設置したいとするものであります。

位置選定に当たりまして、既存施設周辺には必要面積を確保できる農振白地地域の土地がないため、既存施設との一体性が図れる、東側隣接地である当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、工場1棟及び駐車場30台となっております。

4番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、14ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、東大崎二丁目397番2の内外2筆、合計3筆で、登記地目は田及び雑種地、現況地目は田で、合計面積2,988㎡であります。

申請者は東新保地内でドラッグストアを営む事業所でございます。

変更理由は、現在、東新保地内に1店舗の営業を行っているが、大崎地区をカバーするため、申請地にドラッグストアを設置したいものであります。

位置設定に当たりまして、商品の搬入出のための道路条件を考慮し、大崎地区の用途地域、農振白地地域を検討しましたが、必要面積を確保できる土地がないため、周辺農地等に影響の少ない当該地を選定されたものであります。

施設の概要は店舗1棟及び駐車場50台となっております。

次に下田地区の重要変更についてご説明をいたします。

15ページをご覧ください。

1番から順にご説明をさせていただきます。

1番は申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、16ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、上大浦324番1の内で、登記地目は田、現況地目は畑、面積は275㎡であります。

変更理由は、現在、申請者は隣接地におきまして3世代8人で居住しておりますが、子供の成長に伴い現住居が狭隘で不便を来していることから、申請地に分家住宅を建設したいものであります。

位置設定に当たりまして、既存住居に隣接する親所有の農地の内、周辺農地への影響の少ない当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、住宅1棟及び農機具格納庫兼車庫1棟となっております。

2番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、17ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、荻堀1246番7で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積24㎡であります。

変更理由は、国道289号の歩道設置工事に伴い現駐車場の一部が買収されることから、現駐車場に隣接する当該地を代替地として確保し、駐車場を整備したいとします。

施設の概要は、駐車場1台となっております。

3番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、18ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、檜山412番16で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積は438㎡であります。

変更理由は、申請者は、隣接する既存家屋を改修し、軽食・喫茶店を開店する準備を進

めておりますが、来客用の駐車場がないことから、店舗予定地に隣接する申請地に駐車場を設置したいとするものであります。

位置選定に当たり、既存施設に隣接し、周辺農地への影響が少ない当該土地を選定されたものであります。

施設の概要は、駐車場19台となっております。

4番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、19ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、島川原262番1外1筆、合計2筆で、登記地目は畑、現況地目も畑で、合計面積373㎡であります。

変更理由は、現在申請者は、隣接地の店舗住宅に居住をしておりますが、現施設が老朽化していることに合わせ、敷地が狭隘で不便を来していることから、現敷地に隣接した当該地に住宅を建設したいとするものであります。

施設の概要は、住宅1棟となっております。

5番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、20ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、牛野尾748番外3筆、合計4筆で、登記地目は田及び畑、現況地目は畑で、合計面積957㎡であります。

変更理由は、〇〇〇〇が利用する共同墓地に駐車場がなく、彼岸やお盆の際に、路上駐車が多発していることから、墓地に隣接した申請地に駐車場を設置し、安全を確保したいとするものであります。

位置選定に当たりまして、現在の墓地に隣接し、周辺農地への影響が少ない当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、駐車場30台及び通路となっております。

6番は、申請者〇〇〇〇の案件であります。

位置につきましては、21ページの変更箇所詳細図をご覧ください。

申請土地は、遅場21番の内で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積11.56㎡であります。

変更理由は、携帯電話用通信基地局を設置するため、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更を行うものであります。

なお、本件につきましては、認定電気通信事業者が通信事業を行うための事業であることから、農地法の許可を得ることが必要ない事業となっております。

以上10件でございます。説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数4件、面積1万4,676㎡、下田地区で件数6件、面積2,078.56㎡で、合計件数10件、合計面積1万6,754.56㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件変更やむを得ないものと認める意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言願います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番の小川でございます。

基本的なことをまたお伺いすることになるかと思えます。

農業委員で扱う土地というのは、農地だというふうには思っているんですけども、10ページの4番の案件ですと、登記上、雑種地というところがございます。

登記上雑種地というのも農地として扱っていらっしゃるかということ、いろんなケースがあると思うのですが、よろしく願います。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

基本的に農地法につきましては、現況主義でございまして、大体、三条地区にある雑種地というのが昔のはざ場。要は、米を干す場所が雑種地として、田んぼに隣接してあったところがございます。

今は、基本的には登記地目は雑種地になっていても、一緒に田んぼとして土を取って、田んぼとして利用している。そういったことで、登記地目が雑種地で、現況地目が田というような形となっているところございまして、ほとんどが、昔整備されたところのはざ場を整備していたので、はざ場については、田んぼで使っていたり、はざ木を取った後は、畑で利用していたりということで、基本的には農地で扱っているところがございますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

小川委員、よろしいでしょうか。

3 番（小川弘樹委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。

議第 6 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、変更やむを得ないものと認めることで答申します。

第 1 調査部会長は自席にお戻り願います。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第 1 号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは報第 2 号『農政対策部会の結果報告について』農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

農政対策部会長（10 番原田勝委員）

農政対策部会は、7 月 19 日の午後 1 時 30 分から厚生福社会館第 1 集会室で、野崎会長、佐藤会長代理の出席をいただきまして開催いたしました。

議題につきましては、6 月 28 日開催の総会で付託を受けました『令和元年度利用状況調査について』及び『令和元年度作況調査について』でございます。

最初に利用状況調査について報告をいたします。

平成 28 年度の改正農業委員会法の施行により、農地利用の最適化が農業委員会の業務として必須化されました。

こうした改正の目的を踏まえ、遊休農地の実体把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施するために、農地パトロールを実施するものでございます。

そこで、今年度の調査を本日と10月31日の2回に分けて、総会後の午後に実施することといたしました。

本日、午後の調査内容につきましては、遊休農地の把握や、前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握、不法投棄、違反転用の疑いがある農地の発見でございます。

また、本日午後1時より、三条地区の会場は厚生福社会館2階の第2集会室。

栄地区の会場は、栄庁舎1階多目的室です。

下田地区は、下田庁舎3階302会議室に集合していただきたいと思っております。

各会場においては、事務局からパトロール方法について説明を受けた後、それぞれ担当地区内のパトロールをしていただきます。

パトロール終了後は、各地区のパトロールの報告と検討会をお願いします。

なお、細かな点につきましては後程、事務局より説明がありますので、よろしくお願いたします。

次に、作況調査についてご報告いたします。

今年度の作況調査は昨年同様、圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量など記録していただきます。

実施日は、8月30日総会後といたします。

作況調査を行う圃場は、三条地区は3箇所、栄・下田地区はそれぞれ2箇所実施することとなりました。

また調査終了後は、作況調査検討会を実施いたします。

詳しいことにつきましては、後日事務局より案内がありますのでよろしくお願いたします。

以上、農政対策部会からの報告といたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

議長（野崎会長）

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は、自席にお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局長（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問、ご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

議長（野崎会長）

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長代理、18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊稔委員）

来月は第3調査部会の当番でございます。

8月26日、午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時30分に開会を予定しております。

午後から農政政策部会長が説明されたように、作況調査を行う予定になっておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、長時間に渡ってご審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（7番）

議事録署名委員（13番）
